

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-8-2
許認可等の種類	振興計画の変更認定				
根拠法令条例等・条項	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第5条第1項、伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行令第5条				
許認可等の概要	振興計画の変更認定(第2次以降) (最終)知事 (専決)ものづくり振興課長				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(現時点では申請が見込まれず、審査基準を設定する実益がない)				
基準の制定根拠	-				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない。)				
期間の制定根拠	-				